KagoGIGA インフォメーション ⑬

鹿児島県教育庁高校教育課
学校教育ＩＣＴ推進班
令和５年７月号

今回の話題 「著作権」･･･使う前に知っておこう。

そもそも「著作権」・「著作権法」って何？

「著作権」とは、「著作物」を創作した者（「著作者」）に与えられるもので，自分が創作した著作物を無断でコピーされたり，インターネットで利用されたりしない権利です。

著作物を創作した者の権利を保護する必要がある一方、社会公共の利益につながるようなこと等については利用できるようにしなければ，文化の発展につながりません。

そこで，適切な権利保護によって「創作の促進」を図り、権利の制限によって「公正な利用」を確保し、もって「文化の発展に寄与」することを目的に，「著作権法」が定められています。

教育現場で複製等が許されている理由

小説、絵、音楽などの作品をコピーする際には、原則として著作権者の了解（許諾）を得る必要がありますが，学校などの教育機関においては、その公共性から例外的に著作権者の了解（許諾）を得ることなく一定の条件の下で自由に利用することが許されています。

【許される条件】※赤字＝特に重要

①営利を目的としない教育機関であること
②授業担当の教員またはその授業を受ける者が複製すること
③本人の授業で使用すること
④授業で必要とする限度内（必要部分・必要部数）であること
⑤すでに公表された著作物であること
⑥著作権者の利益を不当に害さないこと
⑦慣行があるときは「出所の明示」をすること

※ ③の「授業」として「該当するもの」や「該当しないもの」については，「改正著作権法第35条運用指針」に示されているものを裏面にまとめてあります。

（例えば下のようなものは該当しない例です）

・ 保護者会，PTA主催の親子向け講座等
・ 入学志願者に対する学校説明会 、オープンキャンパスでの模擬授業等
・ 教職員会議

著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 30 号）

GIGAスクール構想に対応

教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備（第 35 条等関係）

ICTの活用により教育の質の向上等を図るため、学校等の授業や予習・復習用に、教師が他人の著作物を用いて作成した教材を，ネットワークを通じて生徒の端末に送信する行為等について、許諾なく行えるようにする。

⇒ワンストップの補償金支払いにより権利者の許諾が不要となる。
（但し，著作権者の利益を不当に害することとなる場合は，この限りではない。）

授業目的公衆送信補償金制度

※第２号（令和３年７月）で取り上げています。
【バックナンバーはこちら】

学校等の教育機関で複製や公衆送信が行われることによって，現実に市販物の売れ行きが低下したり，将来における著作物等の潜在的販路を阻害したりすることのないように，十分留意する必要があるためです。

注意

※ 「著作権法」上の「公衆」は一般的な「公衆」の概念とは異なり，「不特定の者」のほか「特定かつ多数の者」も含まれるので注意!!（第２条第５項）
なお，何人以上が「多数」かについては，著作物の種類や利用形態によって異なるため，一概には言えないようです。

他人の著作物を利用する場合のフロー図

文化庁の出している「著作権テキスト」の中に，「他人の著作物を利用する際のフロー図」が掲載されていました。参考にされてください。

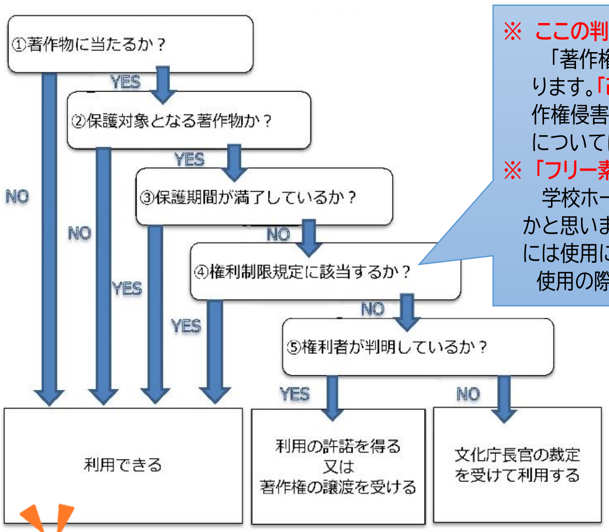

※ ここの判断が非常に難しいようです…

「著作権」は，著作者の権利を保護することが第一の目的のため，OKか NG かの判断が難しい場合があります。「改正著作権法第35条運用指針」で事例が示されていますが，この運用指針で示す事例が確実に著作権侵害になる又はならないということを保証するものではないとされており，挙げられていないケースについては「基本的な考え方」や典型例を基にして個別に判断する必要があると述べられています。

※ 「フリー素材」…本当に「フリー（無料）」？

学校ホームページや通信等に使うためのフリーの画像やイラストをインターネットで探すということがあるかと思います。「無料画像」または「フリーイラスト」と検索すると，たくさんの画像等が検索できますが，実際には使用に関して制限を設けたり，利用規則が決まっていたりします。

使用の際には，必ず設けられている制限や利用規則等をしっかり確認することが大切です。

教育機関における権利制限 まとめ

特に重要なポイントは…

◎ 教師や児童生徒等が授業の過程で使用するものであること
◎ 必要と認められる範囲であること
◎ 著作権者の利益を不当に害さないこと
◎ 公衆送信行為を行う場合は，補償金を支払っていること

「著作権」に関する情報はここから!!

「ChatGPT」の件も含め，著作権については今後もアンテナを高く張っておく必要があると思います。

右で紹介するHP等で，最新の情報収集はもちろん，研修資料などを入手して活用してください。

以下のHPでは，最新の情報はもちろん，教員向けや子供向けの資料や動画コンテンツも配信しています。

●文化庁「著作権」ページ
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/index.html
●公益社団法人著作権情報センター https://www.cric.or.jp/

【参考】「改正著作権法第35条運用指針」で示されている「授業」に該当するもの（抜粋）

「授業」…　学校その他の教育機関の責任において，その管理下で教育を担任する者が 学習者に対して実施する教育活動を指します 。

該当する例	・　講義，実習，演習，ゼミ等（名称は問わない） ・　初等中等教育の特別活動学級活動・ホームルーム活動，クラブ活動，児童・生徒会活動，学校行事，その他）や部活動，課外補習授業等 ・　教育センター，教職員研修センターが行う教員に対する教育活動 ・　教員の免許状更新講習 ・　通信教育での面接授業[1]，通信授業[2]，メディア授業[3]等 ・　学校その他の教育機関が主催する公開講座自らの事業として行うもの。収支予算の状況などに照らし，事業の規模等が相当程度になるものについては別途検討する ・　履修証明プログラム[4] ・　社会教育施設が主催する講座，講演会等（自らの事業として行うもの）
該当しない例	・　入学志願者に対する学校説明会，オープンキャンパスでの模擬授業等 ・　教職員会議 ・　大学でのＦＤ[5]，ＳＤ[6]として実施される，教職員を対象としたセミナーや情報提供 ・　高等教育での課外活動（サークル活動等） ・　自主的なボランティア活動（単位認定がされないもの ・　保護者会 ・　学校その他の教育機関の施設で行われる自治会主催の講演会，ＰＴＡ主催の親子向け講座等

※　履修者等による予習，復習は「授業の過程」とする。

※　次の①～③は，授業の過程での行為とする。

①　送信された著作物の履修者等による複製

②　授業用資料作成のための準備段階や授業後の事後検討における教員等による複製

③　自らの記録として保存しておくための教員等または履修者等による複製

※　高等専門学校は高等教育機関だが，中等教育と同様の教育課程等について本運用指針での対応する部分が当てはまる。

[1] 通学制の大学と同様の授業
[2] 教科書等（インターネット配信を含む）で学んで添削指導や試験を受ける授業
[3] インターネットを通して教員と学生が双方向でやりとりして学ぶ授業。リアルタイムに行う「同時双方向型」と，サーバにコンテンツを置く「非同時双方向型」がある。
[4] 社会人等の学生以外の者を対象とした教育プログラム。修了者には学校教育法に基づく履修証明書が交付される。
[5] FacultyDevelopment。教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み
[6] StaffDevelopment。職員を対象とした管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取り組み

【参考】公益社団法人著作権情報センターHP「学校教育と著作権」で示された事例（抜粋）

（ https://www.cric.or.jp/qa/cs01/index.html ）

上のページで紹介されている質問事例になります。回答をＷｅｂページにアクセス（上のＵＲＬをクリック）して確認してみましょう。

Ｑ１　児童，生徒の作品にも著作権はありますか。

Ｑ２　授業の過程で使用するために教員が作成する教材に，既存の著作物を利用する場合，どのような点に注意すればよいですか。

Ｑ３　文化祭等で，演劇の上演や音楽の演奏を行う場合，著作権者の許諾を得ておく必要がありますか。

Ｑ５　運動会等で、プラカードや看板などに人気漫画のキャラクターを描く場合、著作権者の許諾を得ておく必要がありますか。

Ｑ６　インターネットを活用して他の学校と連携した同時双方向の遠隔授業をしたり，インターネットを通じて学習資料や動画教材をアップロードしておき事前学習（いわゆる反転学習のための予習）に供したりする場合，どのような点に注意すればよいですか。

Q12　学校図書館で購入した新着図書を児童生徒に「おすすめ図書」として紹介するために,「図書館だより」にその書籍の表紙をコピーして掲載し，内容の紹介文も加えて配付しようと思います。どのような点に注意すればよいですか。

Q13　新聞や雑誌に教育問題に関する記事が掲載されており，本校の教育活動の改善のために参考になると思うので，職員会議で検討するため複製して配付したいと思います。どのような点に注意すればよいですか。

Q14　保護者や地域社会向けに学校だより，保健だより，図書館だよりなどを作成して発行する際，記事に関する事柄を既存の文献等から引用したいと考えています。また，カット集から記事の内容にふさわしいイラストを使いたいと思います。どのような点に注意すればよいですか。

Q18　著作物の利用に関する相談や利用許諾が得られる窓口にはどのようなところがありますか。